

(本文)

「意見交換会」の充実した開催を求める請願書

太宰府市民と太宰府市議会および議員とのより充実した
「意見交換会」の実現に向けて

1 趣旨

太宰府市議会は、議会基本条例第4条第2項に基づき意見交換会を開催している。今年度は、7月18日の第1回開催に続き、11月13日に第2回となる「意見交換会」が開催された。

しかしながらその内容は、基本条例が謳う「議会・議員が市民の多様な意見や要望を把握する」という趣旨には、はるかに程遠いものであった。

市民に開かれた議会運営と、広報広聴の充実を図るために、ぜひとも、議会基本条例ならびに自治基本条例に掲げた趣旨に忠実に「意見交換会」実施いただくよう請願する。

●請願の項目

1. 「意見交換会」を市民と議員が自由に意見交換できる場所にすること。
2. 市民の多くが参加できるように、開催場所、開催日時および開催回数を改善すること。
3. 参加者の質疑・要望を貴重な意見として、議会運営、政策提言および「意見交換会」の更なる充実に活かすこと。

2 理由

太宰府市議会では、太宰府市民からの意見を議会活動に反映させることを目的として、令和4年11月13日（日曜日）10時30分からプラム・カルコア太宰府4階多目的ホールを会場に太宰府市議会意見交換会を開催した。

当日の意見交換会では、参加した太宰府市民から以下の意見が出された。

◎今回の議会意見交換会について、大いにフラストレーション

が溜まっている。

- ◎議会意見交換会には、17人の議員が出席しているものの、発言するのは数人だけであり、残りの議員は離壇に単に上がっているだけだ。
- ◎参加した太宰府市民の心情として、各議員がどのように考えているのかという点について、議員個々人の意見や見解を聞きたいものである。
- ◎「なぜ、このような事態が起きたのか？」を考えると、「議会を代表して答えろ」と言われたら、答えられる人は数人に限られてしまうのは明白である。
- ◎このような実情を踏まえて、太宰府市民と『太宰府市議会』との意見交換会ではなく、『太宰府市民と『太宰府市議会議員』との意見交換会』を開催すべきであり、提案する。
- ◎意見交換会の場においては、各議員と意見交換ができる場として各議員が個人としての意見や考えを言える機会を作っていただきたいと考えており、そうでないと、単に出席して帰るだけの太宰府市議会議員はかわいそうである
- ◎意見交換する会場の大小や参加者の多少よりも中身が重要であり、中身の濃い意見交換を自由闊達にやっていくためにも太宰府市議会議員が、少人数のグループに分かれて、各公民館を回っていくことを提案する。各公民館を会場に少人数の太宰府市議会議員が一組になって開催する『太宰府市民と『太宰府市議会議員』との意見交換会』においては、参加する太宰府市民の心理的なハードルを下げるだけでなく、市民と出席議員との間で活発な意見交換が可能となり、議員にとってもより細かい現地の情報を得ることができる。
- ◎例えば、定数18人の太宰府市議会の場合、市議会議員3人で1組を組織すると、6グループをつくることができ、仮に各組で年間4回実施すると、24自治区の公民館を回る計算になる。さらに計算上においては、4年の任期中に各自治会を2回以上訪問して、市民との自由闊達な意見を実現することができる。(なお、1組あたりの人数および年間の公民館訪問回数はあくまでも試算例であり、1組あたりの人数および年間の公民館訪問回数について太宰府市議会において決定することを望む)

◎一太宰府市民として、「太宰府市議会意見交換会のあり方にについて、各議員がどのように考えているか」について知りたいと考えており、太宰府市議会としてよく議論していただき、その結果について公表すべきであると考える

太宰府市自治基本条例では、第3章議会および第6章市民参画の原則において下記の通りに明記している。

第9条 議会は、市政上の重要な意思決定を行う機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に取り組むものとする。

2 議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めるものとする。

3 議会は、市民が議会の議決、審査及び議会活動について、その経緯及び理由等をより簡便に知ることができる方法で説明責任を果たすものとする。

第10条 議員は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえるために、多様な方法で市民の意思を把握し、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。

2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。

3 議員は、自らの議員活動に関する情報を提供し、及び議会の議決に関する自らの見解を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、議員は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

第14条 議会及び市長等は、市政に関する情報を市民と共有することがまちづくりの基本であることを踏まえ、情報提供を積極的に行うよう努めるものとする。

2 前項の情報提供は、市民による理解が容易な形でなされなければならない。

3 議会及び市長等は、市政運営に有益な情報を積極的に収集するとともに、市民にとって有用な情報を提供するよう努めるものとする。

- 4 議会及び市長等は、自らが保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報共有ができるよう、自らが保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理、保存及びその運用について、総合的かつ体系的な仕組みの整備に取り組むものとする。
- 5 議会及び市長等は、個人の権利及び利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を別に定める太宰府市個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うものとする。この場合において、その取り扱いに際しては、他の保護すべき権利及び利益に十分に配慮しなければならない。

また、太宰府市議会基本条例では、第2章議会及び議員の活動原則、第3章市民と議会の関係において、下記の通り明記している。

第2条 議会は、市民を代表する議員で構成される議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする。

- 2 議会は、市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視し、評価するものとする。
- 3 議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする。
- 4 議会は、市民に対して議会の議決、審査又は議会活動についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

第3条 3 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んじるものとする。

- 4 議員は、市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努めるとともに、議論に反映することにより市民全体としての福祉向上を目指すものとする。
- 6 議員は、自らの議会活動について、市民に対し説明する責任を果たすものとする。

- 第4条 議会は、その活動に関し積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し議論に反映させなければならない。
- 2 議会は、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとする。(令3条例27・一部改正)

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和4年11月29日

太宰府市議会議長 殿